

法律の題名が、「〇〇基本法」というように、「基本法」の用語を付しているものをいう。

基本法であれ、その他の法律であれ、国法の形式としては、いずれも、国会の議決によって成立したもので、両者でその形式的効力の点に異なるところはないが、「基本法」は、一般の法律に比べて次のような特色を有する。

- 1) 国政に重要なウエイトを占める分野について、国の制度、政策等の基本方針が明示される。
- 2) 基本法と同一の分野に属するものを対象とする他の法律に対して優越する性格を有する。
- 3) 基本法に定める事項の運用の重要性に鑑み、通常の諮問機関とは異なる、基本的な施策の推進等の事務をつかさどる機関が設けられることが多い。
- 4) その性格上、直接に国民の権利義務に影響を及ぼすような規定が設けられることはまれで、通常、その大半は、訓示規定か、いわゆるプログラム規定で構成される。

出典:「法令用語辞典(第9版)」を一部抜粋

## ○ 「基本法」のパターン

総則

- ・ 目的
- ・ 基本理念
- ・ 責務 等

基本的施策

計画等

\* 現在効力を有している「基本法」38法律(うち、閣法は17法律)は、概ね上記のような枠組みとなっている。